

技術戦略専門委員会の設置について

平成 17 年 7 月 14 日

平成 23 年 7 月 8 日 改訂

情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、技術戦略専門委員会を置く。
- 2 技術戦略専門委員会（以下「専門委員会」という。）は情報セキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について、調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- 7 専門委員会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 8 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。